

毎週火、金曜日発行
昭和四年四月十五日

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県立経営伝習農場の場生の募集
旅行あつ旋業者の登録
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定

告示

鳥取県告示第八十三号

鳥取県立経営伝習農場の場生を次のとおり募集するので、鳥取県立経営伝習農場規程（昭和二十四年八月鳥取県規則第八十六号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集人員

- (1) 本科生 二十二名
- (2) 研究科生 五名

二 受験資格

- (1) 本科生 新制中学校卒業者又はこれに準ずる者
- (2) 研究科生 新制高等学校卒業者又は鳥取県立経営伝習農場本科修了者その他場長が適当と認める年令十八才以上二十五才以下の者

三 試験科目 国語、社会及び数学

四 試験場所 鳥取県東伯郡関金町大鳥居

鳥取県立経営伝習農場

五 試験期日 昭和三十九年三月十八日

- 六 受験手続 入場願書（用紙は、鳥取県立経営伝習農場に備えてある。）に戸籍抄本、履歴書、出身学校長又は市町村長の推薦書及び出身学校長の成績証明書添えて鳥取県東伯郡関金町大鳥居 鳥取県立経営伝習農場に提出すること。

七 出願書類の提出期限 昭和三十九年三月十日

八 その他 場生の募集に関する詳細は、鳥取県農林部農政企画課又は各地農林振興局に照会すること。

鳥取県告示第八十四号

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第五条第一項の規定により、次のとおり旅行あつ旋業者登録簿に登録したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第七号

二 登録年月日 昭和三十九年二月二十日

三 名称及び商号 鳥取SS旅行案内社

四 営業所の所在地 鳥取市東品治町五十八番地の一

五 代表者氏名 清水 繁

鳥取県告示第八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十八年 鳥取県立厚生病院 倉吉市越殿町一、十二月二十日 四〇八番地

鳥取県告示第八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 開設者

昭和三十八年 鳥取県立倉吉市下田中字東 鳥取県知事 十二月二十日 厚生病院 志具手三四三番地 石破 二朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 郵送料共（）